



第10期計画策定に係る基本指針案 及び施策体系案

令和8(2026)年8月21日(金)



摂津市

国の基本指針案

令和8年6月29日に開催された厚生労働省社会保障審議会介護保険部会では、以下のような第10期介護保険事業計画の基本指針案が示されました。

基本的な考え方

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント（案）

○介護サービス基盤の計画的な整備

- ①介護保険事業（支援）計画の策定
 - ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、**都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施**し、共通の課題認識を持った上で、**地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討**。
 - ・計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、**計画の策定過程における議論のプロセスを整理**。
 - ・計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が**確認すべき指標や状況の提示**等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。
- ②**地域の実情に応じた**サービス提供体制の構築
 - ・**地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）**を念頭に置いた計画策定。**中山間・人口減少地域**においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、**新たな類型を含む特例介護サービスの活用**等）について議論。
 - ・**医療との連携状況**や有料老人ホーム等の**高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえた**サービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ①総合事業の**多様なサービス・活動の充実**に向け、**多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等**を推進。
- ②**頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決**するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、**切れ目のない支援が提供される地域づくり**を推進。
- ③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ①都道府県が主体となって**介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置**し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ②**テクノロジーの更なる活用**等による生産性向上や、**協働化・大規模化の推進等**による経営基盤の強化等を推進。

認知症施策の推進に向けて留意すべき点

基本的施策① 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- (ア) 一人一人の希望に応じた多様な「本人発信」のあり方を認知症の人と共に考える
- (イ) 認知症サポーターの養成および活動につながる環境整備を認知症の人と共に推進する
- (ウ) 教育機関や行政機関、企業等と連携し、分かりやすい周知・広報を継続的に実施する

基本的施策② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- (ア) 生活等を営むうえでの障壁(バリア)を認知症の人と共に明確にする
- (イ) ハード・ソフト両面における障壁の除去に向けた方法を認知症の人と共に考える
- (ウ) 認知症の人の日常生活に係る多様な部局と連携する
- (エ) 認知症の人の日常生活に係る多様な企業・団体と連携する
- (オ) 認知症の人の「実現したい暮らし」を起点としてチームオレンジを整備する
- (カ) 独居の認知症高齢者が社会的支援につながりやすい地域づくりを推進する
- (キ) 災害対応に向けた取組を地域の認知症の人と家族等の参画・対話を基に進める
- (ク) 金銭管理や消費行動を安心して行える環境を整備する

基本的施策③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- (ア) 「社会参加」の機会を確保することの目的を認知症の人と共に考える
- (イ) 一人一人の希望に応じた多様な「社会参加」のあり方を認知症の人と共に考える
- (ウ) 多様なピアサポート活動等を促進する
- (エ) 認知症の人の発信を地域の社会参加の機会の創出につなげる
- (オ) 謝礼等を受け取る仕組みも活用しつつ、介護事業所等と企業等の連携を推進する
- (カ) 若年性認知症支援コーディネーターと連携・協働し、自分らしい生活の継続を支える

基本的施策④ 認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護

- (ア) いかなる場合も本人に意思決定能力があることを前提とし、意思決定支援を行う
- (イ) 幅広い対象に対して、わかりやすい形で意思決定支援等に関する情報提供を行う
- (ウ) 消費者被害防止に向けて機関を越えた連携体制を構築する

基本的施策⑤ 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等

- (ア) 都道府県・指定都市が中心となり、認知症疾患医療センターの課題やニーズを把握する
- (イ) 認知症サポート医の活動や役割を明確にしつつ、地域の相談体制・医療提供体制を強化する
- (ウ) 多様な専門職が訪問し、包括的にサポートする認知症初期集中支援チームのアウトリーチ機能を生かした連携体制を検討する
- (エ) 各市町村での認知症地域支援推進員の位置付け・役割を明確にする
- (オ) 若年性認知症の人の地域生活をサポートできるよう都道府県・市町村での連携体制を強化する
- (カ) 緊急時にも認知症の人の意思を尊重できるサポート体制を構築する
- (キ) 専門職の認知症に関する考え方をアップデートできるような教育体制を整える

基本的施策⑥ 相談体制の整備等

- (ア) 住民主体の活動等とも連携し、相談体制の整備と地域づくりを一体的に推進する
- (イ) 認知症の人と家族等が互いに支えあう活動を推進する
- (ウ) 多様な背景・ニーズをもった認知症の人に対する相談体制を整備する
- (エ) 治療や介護と仕事の両立に向けた企業等の取組を支援する
- (オ) 認知症の人と家族等と共に認知症ケアパスを作成・更新・周知する

基本的施策⑦ 認知症の予防等

- (ア) 新しい認知症観に立って予防の趣旨・目的等の普及啓発を行う
- (イ) 科学的知見を踏まえて取り組む事業・導入サービスを検討する
- (ウ) 住民に身近な保健医療福祉サービス機関と専門的医療機関が連携して早期の気づき・対応を促進する

第10期せつつ高齢者かがやきプラン 施策体系案

基本理念	基本目標		施策体系の基本的な方向	
一人ひとりが自分らしく 安心して健やかに暮らせるよう みんなで支え合う つながりのまち	地域包括ケアシステムの深化・推進	1 いつまでも健康で、 生きがいを持って暮らせるまちづくり 【自立支援と重度化防止】	(1) 介護予防・健康づくりの推進	
		2 様々な人が連携し、支え合えるまちづくり 【高齢者を支援するネットワークの強化】	(2) 生きがいづくり・社会参加の支援	
			(1) 地域包括支援センターの機能強化	
			(2) 生活支援体制整備の推進	
			(3) 医療と介護の連携の推進	
			(4) 認知症施策の推進【認知症施策推進基本計画】	
			(5) ひとり暮らし高齢者等への支援	
		(6) 高齢者の権利擁護の推進		
		3 高齢者が安心してサービスを 受けられるまちづくり 【高齢者を支えるサービスの整備】	(1) 高齢者・家族介護者への支援	
			(2) 介護保険制度の適正・円滑な運営	
(3) 介護保険サービスの質の向上				
(4) 介護人材の確保と生産性の向上				

※マーカ―は変更箇所

1 「認知症施策推進基本計画」の位置づけ

基本目標2（4）

令和6年12月に認知症施策推進基本計画が国で策定されたことも踏まえ、基本目標2（4）を「認知症施策推進基本計画」と位置づけ、表題も変更します。

【変更前】 認知症の人や家族への支援



【変更後】 **認知症施策の推進**【**認知症施策推進基本計画**】

2 「頼れる身寄りのいない高齢者に対する支援」に関する記述

基本目標2（5）

国の基本指針案「見直しのポイント（案）」内の「地域包括ケアシステムの深化」の②でも取り上げられている上記内容を基本目標2（5）に記載する方針です。

3 国の基本指針に合わせた表現の変更

基本目標3（4）

国の基本指針案に合わせて基本目標3（4）の表現の変更を行う予定です。下記内容は、都道府県が主体としつつ、市町村と連携しながら、介護現場の支援が求められています。

【変更前】 介護人材の確保・定着



【変更後】 **介護人材の確保と生産性の向上**